

平成24年3月

母子健康手帳の交付・ 活用の手引き

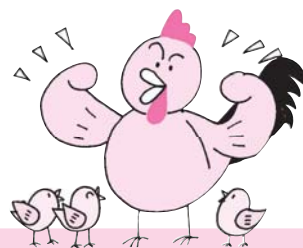


平成23年度 厚生労働科学研究費補助金
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)

「乳幼児身体発育調査の統計学的解析とその手法及び利活用に関する研究」
(H23-一次世代-指定-005)

母子健康手帳の交付・活用の手引き目次

- 1 はじめに2
- 2 母子健康手帳の歴史と意義3
- 3 平成24年度新様式の主な改正内容6
- 4 妊娠の届出と母子健康手帳の交付10
- 5 母子健康手帳の交付時の対応と説明11
- 6 母子健康手帳交付後の活用のポイント19
- 7 参考（参考となる自治体の取組内容）22



1

はじめに

これまで、母子健康手帳は、社会情勢や保健医療福祉制度の変化、乳幼児身体発育曲線の改訂などを踏まえて様式の改正を行ってきました。平成24年度から新様式の母子健康手帳が交付されるのに際し、平成23年度厚生労働科学研究費補助金・成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「乳幼児身体発育調査の統計学的解析とその手法及び利活用に関する研究」（研究代表者：横山徹爾 国立保健医療科学院生涯健康研究部長）では、このたび母子保健関係者や母子健康手帳に関する検討会委員のご協力により、交付時の対応や母子保健サービスでの活用について取りまとめました。

母子健康手帳の交付と活用にあたっては、まず母子保健に関係する方々が、母子健康手帳の意義について十分に理解していただくことが重要です。そのため、この手引きは、保健師や助産師などの専門職だけでなく、母子健康手帳交付や母子保健サービスに関わるすべての関係者が母子健康手帳の意義を再確認いただけるよう作成されました。

この手引きでは、母子健康手帳の歴史や意義、交付時の留意点、活用のポイントについて示しています。また、母子健康手帳の交付を工夫して実施している自治体の例を参考として示しています。

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付は、妊婦やその家族にとって大切な体験であり、行政機関にとっても母子保健サービスを提供するはじめの機会となります。この貴重な機会をより充実した母子保健サービスの提供につなげるために、母子健康手帳の交付・活用の手引きを役立てていただけることを期待しています。

2 母子健康手帳の歴史と意義

1 母子健康手帳の歴史

母子健康手帳の原形は、昭和17年から始まった妊産婦手帳にみることができます。「妊産婦手帳規程」（昭和17年（1942年）厚生省令第35号）では、「妊娠した者の届出を義務づけ、その者に妊産婦手帳を交付すること」、「妊産婦はできるだけ保健所、医師、助産婦又は保健婦による保健指導を受け、診察、治療、保健指導又は分娩の介助を受けたときは所定の事項を記載してもらうこと」、「妊産婦手帳は、妊娠、育児に関し必要な物資の配給その他妊産婦及び乳幼児保護のため必要のある場合にこれを使用されること」などを定め、流産・死産・早産を防止するほか、妊娠及び分娩時の母体死亡を軽減することを主要な目的としていました。また、昭和17年（1942年）から昭和20年（1945年）までは、国民体力法に基づく「乳幼児体力手帳」が用いられていました。

妊産婦手帳は敗戦の混乱の中も、生活物資不足に際して配給の実施に役立ったことから、その利用が続けられました。昭和22年に児童福祉法が成立、公布され、これに基づいて保健所を中心とした母子衛生行政が推進され、その一環として妊産婦手帳の本来の目的であった妊産婦自身の健康管理だけでなく、この手帳の対象を小児まで拡大して「母子手帳」とし、昭和23年にその様式が定められました。

昭和40年に制定された母子保健法に基づき、「母子健康手帳」と名称が変更されてからは、妊娠した者が妊娠の届出（勸奨）をすることにより手帳を交付するようになりました。その後、社会情勢や保健医療福祉制度の変化、乳幼児身体発育曲線の改訂などを踏まえて様式の改正が行われてきました。

● 2：母子健康手帳の意義

母子健康手帳の最も重要な意義は、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が、一つの手帳で管理されるということです。

妊産婦、乳幼児は、健康であっても急激に状態が悪化することがあるため、特に保健上の配慮を要します。また、乳幼児期の健康は生涯にわたる健康づくりの基盤となります。このように、妊産婦、乳幼児の時期の健康の保持及び増進は重要であることから、母子保健は公衆衛生の中でも重要な分野として発展してきました。母子健康手帳は、妊娠期から産後まで、新生児期から乳幼児期まで一貫して、健康の記録を、必要に応じて医療関係者が記載・参照し、また保護者自らも記載し管理できるよう工夫された、非常に優れた母子保健のツールです。

母子健康手帳には、妊婦健康診査や乳幼児健康診査など各種の健康診査や訪問指導、保健指導の母子保健サービスを受けた際の記録や、予防接種の接種状況の記録がなされます。これらが一つの手帳に記載されるため、異なる場所で、異なる時期に、異なる専門職が母子保健サービスを行う場合でも、これまでの記録を参照するなどして、継続性・一貫性のあるケアを提供できるメリットがあります（母子保健法第16条において、母子健康手帳には、妊産婦、乳児及び幼児に対する健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されています）。

さらに、母子健康手帳には、妊娠期から乳幼児期までに必要な知識が記載されています。雑誌やインターネットなど子育てに関する情報があふれる中、妊娠・出産や子育てについて信頼のできる情報を提供する媒体としても、母子健康手帳は有用です。

その他、母子健康手帳には、妊婦や保護者が、妊娠中や出生時、誕生日などの折々に、そのときの気持ちなどを記録できる欄が設けられており、家族の子育て期の記録、子育て支援ツールとしての活用も期待されています。

●● 3：母子健康手帳の様式について

① 省令様式とは

母子保健法第16条において、母子健康手帳の様式は厚生労働省令で定めることとされており、母子保健法施行規則（厚生労働省令）第7条において、様式が定められています（いわゆる「省令様式」）。母子健康手帳は各市町村で作成されますが、省令様式部分は全国共通であり、平成24年度からの新様式では表紙から51ページまでがこれにあたります。主な内容は、妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線などです。

② 任意様式とは

母子保健法施行規則第7条において、省令様式のほか、日常生活上の注意や乳幼児の養育に必要な情報などを示した面を別に設けるものとされています（いわゆる「任意様式」）。任意様式については、厚生労働省から通知によって作成例が示されており、主な内容は、日常生活上の注意、子育て上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報などとなっていますが、各市町村の判断で、独自の制度など具体的な記載内容を作成することが可能です。

3

平成 24 年度新様式の主な改正内容

1：改正の目的と経緯

母子健康手帳は、これまでおおむね 10 年ごとに大きな見直しが行われています。平成 24 年度からの新様式は、母子保健をめぐる状況の変化や平成 22 年乳幼児身体発育調査の結果を反映した乳幼児身体発育曲線の改訂、そして社会情勢や保健医療福祉制度の変化を踏まえて改正されたものです。改正にあたっては、「母子健康手帳に関する検討会」（座長：柳澤正義 日本子ども家庭総合研究所所長）において、平成 23 年 9 月 14 日から 3 回にわたり、母子健康手帳の役割、掲載すべき内容や今後の母子保健施策について検討が行われました。

2：改正の方針

「母子健康手帳に関する検討会」は、平成 23 年 11 月 4 日に「母子健康手帳に関する検討会報告書（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001u2adatt/2r9852000001u2bu.pdf>）をとりまとめ、主な改正の方針として以下の提言を行いました。

- 妊産婦の意識の変化、妊婦健康診査の充実などを受け、妊娠経過の記載欄を拡充、自由に記入できる欄を増やす。
- 平成 22 年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線を改訂する。
- 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に変更する。
- 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意記載欄を増やすなど充実を図る。
- 胆道閉鎖症など生後 1 か月前後の児の便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、便色カードを母子健康手帳と一体的に利用できるようにする。
- 省令様式の分量が増加する場合、任意様式は最低限必要な知識は引き続き情報提供したうえで、簡略化（URL の記載やリンク集を設け情報提供に対応）を行う。

なお、検討会では、母子健康手帳の名称について、「子育て支援の観点から親子健康手帳等への名称変更をしてはどうか」との意見がありましたが、2.2)に記載したような妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進の重要性に鑑み、名称は変更しないことになりました。

また、妊娠中の記録や乳幼児の健康診査の記録などが記載されている省令様式のページと、妊娠、出産、子育てに関して必要な情報が盛り込まれた任意様式のページとを混在化させることの是非についても検討が行われました。検討の結果、市町村が独自に様式の混在化を行った場合、健康診査の記録ページが市町村ごとに違うこととなり、健康診査時に混乱を生ずる恐れがあるという実務上の問題や、母子健康手帳の役割、全国で統一されている省令様式の意義を考えれば、様式の混在化は不適切とされました。

さらに、保護者に対して母子健康手帳の意義や活用方法の周知が必要であること、父親にも母子健康手帳への記載を促すことで育児参加の促進が期待できること、母子健康手帳を成人時に子どもに手渡すことで次代の親を育てることが期待できることが指摘されました。

●● 3：主な改正点

主な改正のポイントは以下のとおりです。

① 妊娠中と出産（省令様式）

- 「妊婦自身の記録」のページを大幅に増加した。両親で記載できるようにし、妊娠期からの父親の育児参加を促している。また、妊娠中に注意したい症状や考慮しておいた方がよいと思われる点などを充実した。
- 「妊娠中の経過」欄を、見開きで一覧できるようにした。
- 妊娠中の「検査の記録」欄、妊婦健康診査などの結果を貼付することができる「予備欄」を設けた。

② 乳児期（省令様式）

- 「早期新生児期の経過」にビタミン K2 シロップ投与の欄、「後期新生児期の経過」に新生児訪問時などの記録欄を追加した。

-
- 新生児の検査結果を記録する欄を新しく設け、先天性代謝異常検査と新生児聴覚検査の記録を可能とした。
 - 胆道閉鎖症など生後 1 か月前後の児の便色の異常を呈する疾患の早期発見に役立つことが期待される「便色の確認の記録」（便色カード）のページを設けた。

③ 幼児期（省令様式）

- 成長発達の確認項目のうち健康診査時に保健医療従事者が確認できるような項目について、発達が遅い児への配慮などから、達成時期を記載するよう変更した。
- 各月・年齢ごとの「保護者の記録」のすべてに、「子育てについて不安や困難を感じることはありますか」、「子育てについて気軽に相談できる人はいますか」の質問を設けた。
- 1 歳、2 歳などの節目に、両親からのメッセージを記入する欄を設け、両親の想いが母子健康手帳に込められるよう工夫した。また、「両親から」とすることで、父親が記載しやすいようにした。
- 1 歳 6 か月児健康診査と 3 歳児健康診査のページに、「〇〇児健康診査はすべての市区町村で実施されているので、必ず受けましょう」と受診を勧奨する記載を追加した。

④ 乳幼児身長発育曲線（省令様式）

- 平成 22 年乳幼児身体発育調査の結果をもとに、母子健康手帳の「乳児身体発育曲線」、「幼児身体発育曲線」、「頭囲の乳幼児身体発育曲線」、「幼児の身長体重曲線」を 10 年ぶりに改訂した。なお、年・月齢別の体重、身長は前回の平成 12 年調査に比べ、男子、女子ともにやや減少している。

⑤ 予防接種（省令・任意様式）

- 省令様式の最終部分に「予防接種の記録 1，2」として就学前の定期予防接種の記録欄、任意様式の冒頭部分に「予防接種の記録 3，4，5」として就学後の定期予防接種と任意予防接種の記録欄を設けることにより、予防接種の記録欄を大幅に拡充し一連のものとして使いやすようにした。また、乳幼児の予防接種の種類が増え、生後 2 か月から接種できるものもあるため、予防接種のスケジュール例を示し、早い時期にかかりつけ医などに相談するよう記載した。

⑥ 成長曲線（任意様式）

- 乳幼児期以降、学童・思春期までの成長の目安として、18歳までの身体発育曲線（成長曲線）を新たに掲載した。

⑦ すこやかな妊娠と出産のために（任意様式）

- 妊娠中に起こる頻度の高い病気について紹介するとともに、妊娠中や出産時の異常（病気）のリスク因子を掲載した。
- 「胎児発育曲線」を新たに掲載した。妊婦健康診査の超音波検査を基に計算される、胎児の推定体重の推移を見ることができる。
- 妊娠中の感染症予防について、日頃の予防や妊婦健康診査の重要性を記載した。

⑧ 妊娠中と産後の食事（任意様式）

- 妊娠中と産後における食事の重要性や配慮すべきポイントが理解されやすいよう項目を整理するなど記載を工夫した。
- 妊産婦の食事バランスガイドをベースに、妊娠中と産後の食事の目安として、エネルギー付加量や1日の食事例がわかるよう図示した。

⑨ 育児のしおり（任意様式）

- 保護者の心と体の健康、父親の役割、気がかりな時には遠慮せずに専門家へ相談する重要性を示した。
- 子育てに関係する情報について見出しをつけ、ポイントを絞って整理した。

⑩ お口と歯の健康（任意様式）

- うがいやむし歯予防の有効な手段であるフッ化物（フッ素）の利用について記載した。
- むし歯予防のため、乳幼児期の食事の際の注意点や指しゃぶりについて記載した。

4

妊娠の届出と母子健康手帳の交付

母子保健法第15条では、妊娠した者は速やかに市町村長に妊娠の届出をするようしなければならないとされています。また、母子保健法第16条では、市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならないとされています。

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付は、妊婦が行政の行う母子保健サービスにつながる重要な機会です。妊婦にとっては、妊婦健康診査の受診券や補助券を受け取ったり、様々な母子保健サービスを案内してもらったりするなどのメリットがあります。行政にとっては、地域の妊婦の状況を把握し、母子保健サービス、各種子育て支援サービス、福祉制度も含めた支援につなげていくためのきっかけとなります。行政の側から、母子保健サービスが受けられるというメリットを示して、なるべく早期の届出を促していくことが重要です。届出をした妊婦や家族に対応する担当者は、妊娠・出産・子育てのスタートに際し母子保健サービスの意義を知ってもらうとともに、継続的な信頼関係を築けるよう、「おめでとう、よく来てくれましたね」、「妊娠・子育てを応援しています」、「これから一緒に歩いていきましょう」など、妊婦などに対し祝福や応援の気持ちを伝えることが重要です。

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、妊婦の状況などをアンケートなどで把握することが有用です。多くの自治体で、喫煙の有無や就業の状況、悩みについてのアンケートが行われています。また、アンケート結果をもとに、保健師や助産師などの保健医療専門職が個別に面談し、相談対応や情報提供などを行うことも広く行われています。様々な問題に対し、活用可能な資源や留意点を知る専門職が関わることでより解決の可能性が高まります。また、妊娠・出産・子育てに関して困難に直面する可能性の高い妊婦は、妊娠した時点ですでに問題を抱えていることが少なくありません。妊娠・出産・子育てに関する問題は深刻であるほど、それが早期に起こっていることが多く、また、早期に適切な対応が行われれば、問題の深刻化を防ぐことが期待できるので、妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時の対応が重要です。

5

母子健康手帳交付時の対応と説明

1：母子健康手帳交付時の対応のポイント

- 交付時は、「おめでとうございます。」と声をかけ、妊婦や家族などに対し、母子健康手帳の意義や記入方法、利用方法について説明します。母子保健サービスのスタートですので、これから妊娠、子育ての長い道のりを一緒に歩いていきましょうというメッセージを伝えます。
- 母子健康手帳を交付した場合は、台帳などに誰に交付を行ったかを記録します。住所要件はないため、戸籍及び住民票における記載の有無にかかわらず、市町村に居住している実態を確認できれば交付できます。
- 専門職が交付する場合は、妊婦の心身の健康状態を確認し、支援のニーズの有無を把握します。また、妊娠、子育て期を通して情報提供やサポートを行うことを伝えます。
- 専門職以外の者が交付する場合で、妊婦に健康リスクや社会経済的リスクが疑われるときには、別途、専門職との面談を促すことが重要です。
- 母子健康手帳は、子ども一人につき手帳は一冊なので、多胎妊娠が分かったときには、再度受け取りに来てもらうことや、母子健康手帳が激しく破損したり、紛失したりしたときには、再交付できることも伝えるとよいでしょう。

2：時間がないときでも、母子健康手帳交付時に必ず説明する内容

母子健康手帳は、妊娠中から出産時、乳幼児期までを通じて利用できる貴重な記録であるということをはじめに伝えます。そして、妊婦健康診査や両親学級（母親学級）、出産後の乳幼児健康診査時、予防接種時、妊娠中・出生後の医療機関受診時には、持参して記録してもらうよう伝えます。また、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を、勧奨されている時期に受けるよう説明します。

さらに、妊娠期、産後の不安などを相談できる機関の連絡先や、地区担当の保健師や母子保健推進員など母子保健に関わる方の紹介もできるとよいでしょう。

3: 母子健康手帳の内容と使用方法の説明

できるだけ母子健康手帳を開いて、直接指し示しながら説明します。以下、各ページのポイントです。

① 「子の保護者」欄

すぐ記載するよう伝えましょう。

② 妊娠中と出産時

妊娠中の健康管理、出産時の状態を記載するページです。「妊婦の健康状態等」や「妊婦の職業と環境」は、医療機関受診前に妊婦が自分自身で記入するよう伝えましょう。何か異常があったときに、受診した医療機関に対する情報源となり、問題の早期発見につながります。

「妊婦自身の記録」欄には、妊婦自身や父親、家族などが、折々の気持ちなどを積極的に書きこむよう伝えましょう。また、体調の変化や健康診査時に尋ねたいことなどは、医師や助産師に直接聞きにくいことでも記載しておき、健康診査時にみてもらうとよい旨を伝えましょう。「妊娠中の経過」は、健康診査時に医療機関で行う検査などの記録欄ですが、医療機関によっては結果などを妊婦が自分で記載するよう指導される場合もあります。また、予備欄には検査結果の紙なども適宜貼り付けることができる旨も伝えましょう。

③ 乳幼児期

乳幼児健康診査や予防接種について記載できるページです。健康診査や予防接種を受けるときだけではなく、小児科や歯科を受診する際にも持参したり、家庭や保育所・幼稚園などで測定した身長・体重なども積極的に記入したりするよう伝えましょう。身長・体重などを身体発育曲線に記入すると、成長の様子がよくわかります。記載を続けることで、子どもの成長や健康状態の記録としてかけがえのないものになります。また、誕生日などの節目には、両親からのメッセージを送るなど、健康以外のことを書いても構わないことを伝えましょう。

これらの記録は、万一大きな病気にかかったときなどにも、重要な情報となります。また、予防接種の記録は予防接種済証と呼ばれる公的な証明にもなるほか、予防接種の有無は就学以降もたびたび必要となる情報ですので、長期に保管すると役立つ旨を伝えましょう。

4 その他任意様式部分

妊娠中に気をつけておきたいことや育児のしおりなど、知っておきたい知識が記載されています。また、主な医療給付の制度や働いている方の制度なども載っていますので、一通り目を通すよう伝えましょう。

妊婦健康診査、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問、相談窓口（市町村保健センターやDV相談ナビ等）などについても説明しましょう。

4: 妊婦健康診査の受診券または補助券の使用方法についての説明

母子健康手帳の交付と併せて、妊婦健康診査の受診券や補助券を交付する場合には、医療機関での使い方や公費補助の範囲について説明します。他市町村へ転出予定のある方には、交付元の市町村の受診券や補助券は使用できなくなるため、転出先の市町村担当部署へ早めに連絡をするよう伝えます。また、里帰り出産で他市町村での受診を希望する方にも、必要な手続きについて伝えます。

妊婦健康診査では、医師や助産師などにより、母体と胎児の健康状態が把握されます。妊娠前に健康だった女性でも、本人の自覚のないまま健康上の異常を生じている場合があります。専門家による定期的な診察によって異常の早期発見につながり、重症化を予防することができるので、必ず妊婦健康診査を受診するよう勧めます。

●● 5：母子保健サービスについての説明

妊娠期に受けられる両親学級、出産前育児教室や妊婦訪問など主な母子保健サービスについて説明します。里帰り出産を考えている場合は、早めに医師や助産師に相談するよう勧めます。また、里帰り先での母子保健サービスを希望する場合は、里帰り先の市町村に早めに問い合わせることを勧めます。

新生児訪問や乳幼児健康診査などの出産後の母子保健サービスや、マタニティマークの使用、予防接種などについて、簡単に紹介することもよいでしょう。ただし、母子健康手帳の交付時にあまりに多くの情報を伝えても、印象に残らないので、必要な時期に必要な情報を提供することが重要です。

出産前後の母子保健や児童福祉のサービス、社会資源などについて、相談できる窓口を紹介することは有効です。

●● 6：専門職による面談（相談対応）

妊娠の届出時に妊婦の了解を得て行うアンケートなどで、以下のような健康リスクや社会経済的リスクを抱える妊婦を把握し、必要に応じて専門職による面談を行います。面談は無理強いせず、相手の意向を尊重しましょう。面談はプライバシーを配慮した空間で行い、一方的な情報提供や質問をするのではなく、なるべく相手の話を聞き、不安や問題があれば寄り添うように対応します。妊娠の受容や分娩機関の決定状況なども確認しながら、必要な支援を判断します。また、当日の面談だけでなく、継続的な支援が必要な場合には、後日電話や訪問などで専門職が相談対応や保健指導できるような体制作りが望まれます。妊娠の継続や子育てに困難がある場合は、必要に応じて特定妊婦（児童福祉法第6条の3第5項に基づく）として要保護児童対策地域協議会で支援内容を検討します。

以下、具体的なリスクと専門職による面談における対応のポイントを示します。

●● 妊婦の健康リスクへの対応 ●●

① 若年妊婦

十代の若年妊婦の場合、未婚、経済的基盤が弱い、周囲の協力が得られにくい、喫煙や飲酒などの健康リスクについて知識が乏しいなどの問題を抱えていることがあります。そのため、健康リスクや不適切な生活習慣の有無、出産や子育てに関して生活上困っていることの有無などを確認し、必要に応じて医療機関や社会福祉の窓口やソーシャルワーカーと連携することも重要です。

② 高齢妊婦

35歳以上のいわゆる高齢妊婦の割合が増加しています。高齢妊婦では、胎児の先天異常、妊娠合併症のリスクや帝王切開分娩の割合が高いことが知られています。高齢妊婦はこのような不安を抱えていることも多いので、個別に相談に対応し、必要な情報を提供することが重要です。

③ 喫煙

妊婦が喫煙をしていた場合、低出生体重児や早産児を出産するリスクが高くなることが知られています。また、出産後も母親が引き続き喫煙していた場合、乳幼児突然死症候群（SIDS）や喘息などのリスクが高まることが知られています。ライフスタイルを見直す良い機会であるため、妊婦だけでなく同居者に対しても、妊娠中から、産後も引き続き禁煙するよう指導します。禁煙できない場合は、かかりつけの医療機関で禁煙について相談することを勧めましょう。

④ 飲酒

妊娠中の多量飲酒は、胎児アルコール症候群と呼ばれる先天異常のリスクを高めることが知られていますが、胎児に明確な障害を引き起こす飲酒の下限量は不明です。そのため、妊娠中から授乳期間は禁酒を指導します。飲酒をやめることが困難な場合は、アルコール依存症の恐れがあるので、かかりつけの医療機関や地域の精神保健福祉センターと連携して対応しましょう。

⑤ 不妊治療

不妊治療による妊娠の場合、高齢や多胎など妊娠合併症のリスクを上昇させる要因を有していることが多いです。

不妊治療により妊娠した妊婦の中には、「治療までして妊娠したのだから」と妊娠や子育てに伴うつらさや不安、不快感などを表出できないことなどがあるため、丁寧な対応や情報提供が大切です。

⑥ 合併症妊娠

妊婦が妊娠前から何らかの疾患を有している場合の妊娠を「合併症妊娠」といいます。疾患の治療と妊娠の両方の管理が必要となります。疾患について産科医に伝えているか、妊娠したことを疾患の主治医に伝えているか、その主治医から産科に適切に情報提供されているかを妊婦に尋ね、必要があれば医療機関間の連携を図ります。

また、出生した児への留意が必要になることがあります。

⑦ 妊娠合併症

妊婦が妊娠後に何らかの異常を発症した場合を「妊娠合併症」といいます。貧血のように比較的治療が容易なものから、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病のように妊婦や胎児の健康のために十分な経過観察が必要なものもあります。いずれも、定期的な妊婦健康診査を受けることで早期発見と治療につながります。前回の妊娠で妊娠合併症があった場合には、より注意が必要となります。

⑧ 精神疾患

精神疾患（気分障害、不安障害、統合失調症など）で治療継続中の妊婦は、妊娠中の健康管理について、産科と精神科との連携が必要になることがあります。精神疾患について産科医に伝えているか、妊娠したことを精神科医に伝えているかなど、精神科と産科の主治医の間で適切な情報提供がされているかどうかを妊婦に尋ね、必要に応じて医療機関間の連携を図ります。

また、妊娠中に精神疾患が再発する場合や、妊娠中にうつ病を発症する場合（産前うつ病）もあります。精神科既往歴がある場合には、産後うつ病のリスクが高まるともいわれています。精神科既往歴・現病歴、家族や

周囲からの支援状況、夫との関係性の変化（DVを含む）などを妊娠期から把握しておくことが重要であり、状況が悪化しないよう予防的な関わりをする必要があります。

⑨ 多胎妊娠

平成 22 年人口動態統計によると、我が国の出生における多胎の割合は 1.9%と、平成 7 年の 0.9%に比べ増加しています。多胎では単胎に比べ、早産になりやすく、また、周産期死亡率が高く、帝王切開分娩の割合が高いことが知られています。さらに、同じ在胎週数であっても単胎児に比べ出生体重が軽い傾向にあります。多胎妊娠では単胎妊娠よりも切迫早産等の妊娠中の合併症が起こりやすいので、妊婦健康診査をきちんと受診するよう伝えます。

●● その他の社会経済的リスクなどへの対応 ●●

妊婦が持つ不安やニーズを傾聴し、専門機関を紹介したりして、具体的解決策を一緒に考え、必要な情報を提供します。また、必要なときは医療機関や福祉担当者と連携するようにします。対象者の中には、支援を求めることが苦手な人、相談が途切れてしまう人もいますが、妊娠届出の機会を大切にして、つながりを切らないよう努めましょう。

① 遅い妊娠の届出

遅い妊娠の届出は、望まない妊娠や予期しない妊娠である、就労している、不育症など流産の不安から届出が遅れる、すでに多くの子がいて妊娠・出産に関心が低いなど様々な背景が考えられます。その中でも、望まない妊娠や予期しない妊娠では、親になる心構えや意識を持ちにくい場合もあり、その場合には社会的にも経済的にも多くのリスクを抱えての妊娠、出産、子育てとなる可能性が高いことを認識しましょう。特に、望まない妊娠かつ妊娠 22 週以降に届出がなされた場合、何らかの事情で人工妊娠中絶ができない妊娠 22 週以降まで深く悩んでいた可能性もあるため、妊婦の話を傾聴し、妊娠・出産・子育ての問題をともに考えて整理し、解決方法を見いだしていく支援が必要となります。

②外国人の妊婦

言葉の通じない土地での妊娠、出産は、正しい知識を得られずにリスクが高くなる恐れがあります。外国語版母子健康手帳の準備があれば、外国語版を交付しましょう。市民の通訳ボランティアなどの制度がある場合には、交付時に通訳してもらえよう事前に調整します。

③職場や家庭でのストレス

妊娠中の女性は、身体的、心理的に大きな変化を経験します。家族のサポートの有無や話を聞いてもらえる環境にあるかなどを確認します。また、就労している妊婦については、職場の環境や周囲の人が妊娠・子育てに対して理解があるかなどを確認します。また、労働基準法、男女雇用機会均等法によって、妊婦健康診査を受けるために必要な時間が確保されること、医師などの指導を受けた場合には勤務が軽減されること、産前産後休暇が取得できることなど、妊産婦が職場で不当な扱いを受けないよう法令上の定めがあることを伝えます。

④経済的困窮者

若年妊婦や、パートナーまたは本人が就労していない場合は、経済的基盤が弱いことが多いです。経済的問題から、妊娠、出産、子育ての時期を身体的、心理的に不安定に過ごすこともあります。本人を取り巻く家族の状況などを確認し、必要に応じ、助産制度や公的な福祉サービス、経済的な支援に関して情報提供します。

⑤協力者のいない妊婦

未婚またはパートナーがいない、家庭内暴力を受けている、親の援助がないなど妊婦に協力者がいない場合、妊婦は心理的不安を抱いて妊娠、出産を迎えることが多くあります。妊婦が持つ不安に対しては、何を不安に思っているのかを傾聴し、必要な場合には、定期的に保健センターへ足を運ぶよう伝えたり、また自治体の専門職が妊婦訪問を行ったりし、妊婦が安心して出産を迎えられるよう支援します。必要に応じて、婦人相談所などの相談窓口を紹介します。また、保護が必要な場合は、福祉相談所や婦人相談所などにつなぎます。

6

母子健康手帳交付後の活用のポイント

保健師などの専門職が、両親学級や新生児訪問、健康診査などで母子健康手帳を利用するときのポイントをそれぞれの時期にそって紹介します。なお、低出生体重児などでは、母子健康手帳の内容があてはまらない場合もありますので、他の資料で補足するなど配慮しましょう。

1：妊娠中と出産

- 妊婦の健康状態等のページや妊婦自身の記録のページは妊婦健康診査や保健指導の参考になるほか、記入することにより、妊婦とパートナーとのコミュニケーションを促し、出産に向けた準備を進めることにもつながります。また、妊婦と保健医療従事者とのコミュニケーションツールとしても活用できます。記入が進まない場合や、不安が多い場合などは、妊娠の早い段階から専門職が対応する必要がありますので、注意しましょう。
- 妊娠中の経過のページは見やすいよう見開きになっています。保健医療従事者だけでなく、妊産婦自身の健康管理にも活用できるよう、適宜、内容を説明します。
- 検査の記録欄は、まず検査を実施した事実を記録することが重要なため、検査の実施日を書き込む形式となっています。なお検査の結果、特に感染症などの結果はとりわけ配慮を要する個人情報であるため、検査結果を記載するときには本人の了解が必要であることに留意します。本人の了解が得られた場合で検査結果伝票を貼付するときは予備欄を活用します。
- 出産後の母体の経過についても、出産後の入院中だけでなく、新生児訪問のときや1か月健康診査のときにもそれぞれの欄に記載することで、その後の保健指導などにつなげることができます。

2：新生児期から乳児期

- 新生児期の経過や新生児訪問指導などの記録のページがあります。出生後の体重変化や授乳について、不安を感じる時期なので、保護者と一緒に母子健康手帳の記録欄を見ながら、正常新生児の経過について説明を行いましょう。
- 便色カードは、胆道閉鎖症など生後1か月前後の児の便色の異常及び黄疸を呈す

る疾患の早期発見に役立つことが期待されています。両親学級（母親学級）や新生児訪問の機会に、便色カードの使用方法について説明するようにします。便色カードの便色番号が1～3番だった場合には、1日も早く小児科医や小児外科医等を受診するよう勧めます。（便色カードについての詳細は、胆道閉鎖症早期発見のための便色カード活用マニュアルを参照）

● 3：乳児期から幼児期

- 母子健康手帳では、各時期の乳幼児健康診査の記録と保護者の記録が見開きになっています。乳幼児健康診査では、母子健康手帳の保護者の記録も参考に、乳幼児の成長発達の確認を行うので、保護者には、健康診査前に必要事項を記入しておくよう伝えましょう。
- 首すわり、寝返り、ひとりすわり、はいはい、つかまり立ち、つたい歩き、ひとり歩きなど、発達の目安となる項目については、できるようになった時期を記載する様式に変更しています。これは、発達の遅れがあっても、その子のペースで発達をしていることを保護者が確認できるようにするためです。各項目に対し、「できる」ということが、どのような場合を示すのかわからない保護者もいるため、簡単な説明を付け加える工夫もされています。乳幼児健康診査の際に空欄になっている場合には、後日できるようになったら記入するよう促します。
- 「1歳の頃」のページの「部屋の離れたところにあるおもちゃを指さすと、お子さんはその方向をみますか」という質問は、対人関係の発達に重要な共同注意を確認するものです。
- 保護者の記録欄には、保護者の子育てにおける状況を把握できるよう、「子育てについて不安や困難を感じることはありますか」、「子育てについて気軽に相談できる人がいますか」という質問があります。子育て環境の確認に利用し、また、相談できる人の有無にかかわらず、相談場所や地域で利用できるサービスなどの説明も併せて行うと効果的です。
- 成長の様子や子育ての心配、かかった病気、感想などを自由に記入する欄を積極的に活用するよう促します。子どもの成長や子育ての喜びを実感した出来事、思わず笑ってしまったエピソードなどの記載を勧めましょう。母子健康手帳を通して、保健医療従事者と保護者が、子育てについて円滑な会話を進めたり、情報共有を

図ったりすることができます。

●● 4：乳幼児身体発育曲線、幼児身長体重曲線、成長曲線

- 0～18歳までの子どもの発育を評価するため、乳幼児身体発育曲線、幼児身長体重曲線、成長曲線の3種類の曲線が母子健康手帳に掲載されています。一般に、乳幼児の発育は、出生体重、在胎週数、栄養状態の影響を受けます。乳幼児身体発育曲線、幼児身長体重曲線は、子どもの体格の現況を反映するため、10年に1度改訂されています。現在の母子健康手帳には、平成22年の乳幼児身体発育調査の結果をもとに作成された曲線が掲載されています。曲線に計測結果を記入して、折れ線でつなぐことにより、子どもの発育を実感することができるとともに、子どもの発育状態を客観的に判断することができます。また、まれに認められる成長ホルモン分泌不全などの疾患を早期発見することもできます。健診結果などを曲線にプロットして活用できるよう指導を行いましょう。なお、子どもの発育には個人差があるので、発育の傾向や子どもの状態を総合的に見て、発育評価を行うことが重要です。(乳幼児身体発育曲線についての詳細は、乳幼児身体発育評価マニュアルを参照)

●● 5：予防接種の記録

- 予防接種のときには、必ず母子健康手帳を持参すること、薬剤や食品などのアレルギー記入欄は予防接種の前に記入しておくことを伝えます。
- 乳幼児の予防接種は種類や回数が多く、生後2か月から接種ができるものもあるため、生後1か月頃から予防接種のスケジュールを立てるよう勧めます。機会を逸することがないように、早めに、また繰り返し情報提供していくことが重要です。

●● 6：胎児発育曲線

- 胎児発育曲線は、妊婦健康診査の超音波検査を基に計算される、胎児の妊娠週数別の推定体重の発育曲線です。超音波検査で胎児の推定体重を測定した場合に、妊娠週数と胎児推定体重をプロットして利用します。胎児の発育に関する妊婦の理解が深まるとともに、胎児の状態の把握、母性の涵養につながることを期待されます。妊婦健康診査後の保健指導や両親学級で活用を促すとよいでしょう。(胎児発育曲線についての詳細は、「推定胎児体重と胎児発育曲線」保健指導マニュアルを参照)

7

参考（参考となる自治体の取組内容）

全国各地で、母子健康手帳交付時の工夫を熱心に行っている自治体が見られます。

ここでは、自治体の取組内容を紹介します。

各自治体の実情に応じた母子健康手帳交付の参考にしてください。



札幌市の例

札幌市では、「妊娠届出の受付及び母子健康手帳交付の手引き」を作成し、対応の流れや留意点について整理しています。また、妊娠の届出時には、保健師などの専門職により、すべての妊婦に対して妊娠・出産・子育てなどに関する面接相談を実施しています。面接時は、妊娠を知ったときの気持ち、最近の体調、不安の有無、サポート体制、飲酒・喫煙の状況などに関するアンケート（妊娠届出書の裏面に掲載）や、必要に応じて「こころとからだの質問票」を用いて、ハイリスク妊婦の把握を行っています。そして、アセスメントの結果に応じて、保健師などによる面接相談、家庭訪問などの継続支援を実施しています。

妊娠届出書の裏面

赤ちゃんのキモチで考えよう！

妊娠が分かったら、医療機関で「妊娠届出書」を受け取り…

保健センター
お住まいの区にある保健センターの窓口へ、できるだけ早く行きましょう！
窓口では、「母子健康手帳」の交付とともにこんなことが受けられます。

医療機関
さあ、出産まで妊婦健診を定期的に受けましょう！

赤ちゃんからのメッセージ

- 「妊娠したかも」と思ったら、必ず医療機関を受診してください。
- 必ず定期的に妊婦健診を受けてください。
- 妊娠前には「標準体重」となるよう心がけてね。
- 妊娠から出産までの体重増加は10kgまでが目安だよ。
- 妊娠前も妊娠中も、栄養バランスのとれた食事を心がけてね。
- お母さんばもちろん、まわりの人も除菌ですよ。
- 妊娠中は飲酒を控えてください。
- ひとりでは不安なときは、まわりの人に相談してね。

出産！

赤ちゃんが産まれたら、助産師や保健師がご家庭を訪問し、育児の相談をお受けします。

安心・安全な妊娠・出産をサポートします

妊婦さんご本人が記入してください。記入しきれないよう該当するものに○をつけてください。

1	妊娠を知ったときのお気持ちはいかがでしたか	うれしかった・うれしくなかった・特に何とも思わなかった その他()
2	これまでの妊娠・出産において右記の経験がありますか	いいえ はい 流産・早産・体重2,500g未満のお子さんを出産 死産・出産後1年間にお子さんを亡くした その他()
3	今までにかかったことのある病気や治療中の病気はありますか	いいえ はい 糖尿病・高血圧・腎疾患・心疾患 甲状腺疾患・精神・神経系疾患・婦人科系疾患 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症) その他()
4	最近の体調はいかがですか	よい よくない 疲れやすい・眠れない・気分が沈む その他()
5	現在困っていることや、心配に思うことはありますか	いいえ はい おなかの子どものこと・出産に関して ご自身の健康・夫婦関係・上の子の子育て 経済面・その他()
6	妊娠中や出産後、相談・協力してくれる人がいますか	いいえ はい パートナー・親・きょうだい・友人 その他()
7	たばこを吸いますか	吸わない・妊娠を機にやめた 妊娠前と同じく吸う(1日 本)
8	問題の方はたばこを吸いますか	吸わない・妊娠を機にやめた 配慮して吸っている・以前と同じく吸っている
9	アルコールを飲みますか	飲まない・妊娠を機にやめた 時々飲んでいる・毎日飲んでいる

現在、おさんのいる方は、おさん(きょうだい)の名前・生年月日などを記載してください。

お名前	性別	生年月日	お名前	性別	生年月日
	男・女	年 月 日		男・女	年 月 日
	男・女	年 月 日		男・女	年 月 日

妊娠週数が28週以降の場合は、届出が遅れた理由をご記入ください

何かがかりなことや悩み、心配事などがありましたらご自由に記入ください

●保健師・助産師が、妊婦さんの不安や悩みなどについてご相談をお受けします。お電話やご来館への訪問いたしますので、お気軽にご相談ください。
●記入しきれない場合は、記入しきれないよう該当するものに○をつけてください。

こころとからだの質問票

こころとからだの質問票

ここ2週間のあなたのお気持ちや状況についてお聞かせください。
最もあてはまる状況に○をつけてください。

妊婦氏名： _____ 記入日： _____ 年 月 日

N o	質問内容	全 く な い	数 日	半 分 以 上	ほ と ん ど 毎 日	備考欄
1	物事に対してほとんど興味が無い、または楽しめない					
2	気分が落ち込む、憂うつになる、または絶望的な気持ちになる					
3	寝付きが悪い、途中で目がさめる、または逆に眠り過ぎる					
4	疲れた感じがする、または気力がない					
5	あまり食欲がない、または食べ過ぎる					
6	自分はダメな人間だ、人生の敗北者だと気に病む、または自分自身あるいは家族に申し訳がないと感じる					
7	新聞を読む、またはテレビを見ることなどに集中することが難しい					
8	他人が気づくくらいに動きや話し方が遅くなる、あるいはこれと反対に、そわそわしたり、落ちつかず、ふだんよりも動き回ることがある					
9	死んだ方がましだ、あるいは自分を何らかの方法で傷つけようと思ったことがある					

上記質問1～9で「数日」「半分以上」「ほとんど毎日」に1つ以上○がついた方は次の質問にお答えください。

仕事をしたり、家事をしたり、他の人と仲良くやっていくことがどのくらい困難になっていますか。

全く困難でない やや困難 困難 極端に困難

「こころとからだの質問票」はPRIME-MDのPHQ-9mp日本語版です。

愛知県の例

愛知県では、妊娠の届出時における虐待ハイリスク家庭の把握と早期支援に向けて重点的に取り組んでおり、妊娠届出書の項目について県内で統一して運用をしています。

妊娠届出書										【標準様式】
市(町村)長殿			届出年月日			年	月	日		
(ふりがな)			生年月日		年齢	職業				
妊婦氏名	①既婚 ②未婚(入籍予定あり・なし)		年 月 日							
(ふりがな)			生年月日		年齢	職業				
夫氏名 (パートナー)			年 月 日							
居住地	(〒)			電話	()		携帯電話		()	
医師又は助産師の 診断又は保健 指導を受けたとき	初診年月日	平成 年 月 日		妊娠週数	満 週 (か月)					
	分娩予定日	平成 年 月 日		性病に関する健康診断の有無	①受けた ②受けていない					
	特記事項	①単胎 ②多胎 (胎)		結核に関する健康診断の有無	①受けた ②受けていない					
	医療機関等の所在地・ 名称・医師又は助産師氏名			健康保険 の種別	①社保 ②国保 ③いずれでもない					
*あなたの妊娠・出産・子育てを、妊娠中から応援します。秘密は堅く守りますので、以下についてもご記入をお願いします。										
1	現在、妊娠は順調ですか。	①はい ②いいえ (理由)								
2	今までにお産の経験はありますか。	①初産 ②経産(出産回数 回)								
3	流産・早産等を経験したことがありますか。	①なし ②あり(流産 回・早産 回・死産 回・中絶 回)								
4	今回の妊娠は不妊治療をしましたか。	①はい ②いいえ								
5	今回の妊娠が分かった時はどんなお気持ちでしたか。	①うれしかった ②予想外だったがうれしかった ③予想外だったので戸惑った ④困った ⑤なんとも思わない ⑥その他(内容:)								
6	里帰りの予定はありますか。	①はい ②いいえ								
7	困った時に助けてくれる人はいますか。	①はい (人) ②いいえ								
8	現在、「困っていること」「悩んでいること」「不安なこと」などはありますか。	①なし ②あり⇒⑦妊娠・出産について ⑧経済的なこと ⑨自分の身体のこと ⑩夫婦(パートナー)関係のこと ⑪家族関係のこと ⑫育児の仕方 ⑬その他()								
9	現在、あなたはタバコを吸いますか。	①はい (本/日) ②妊娠してやめた ③いいえ								
10	現在、夫(パートナー)や同居家族は、同室でタバコを吸いますか。	①はい ②いいえ								
11	現在、アルコールを飲みますか。	①はい (回/週) ②いいえ								
12	今までにかかった病気や現在治療中の病気はありますか。	①なし ②あり⇒病名:心臓病・高血圧・慢性腎炎・糖尿病・肝炎・ こころの病気(うつ病など)・その他() それはいつ頃ですか:(年頃)・現在治療中								
13	この1年間に、2週間以上続く「眠れない」「イライラする」「涙ぐみやすい」「何もやる気がしない」などの症状がありますか。	①はい ②いいえ								
◎この届出書の情報は、あなたの妊娠・出産・子育てへの支援の目的以外にお住まいの市町村や愛知県の母子保健施策の推進のために、統計的な処理を行うことや愛知県に情報を提供することがありますが、その場合に個人が特定されることは決してありません。また、統計的な処理の結果は公表する場合があります。										

横浜市の場合

横浜市では、母子健康手帳交付についてのマニュアルを作成し、対応の流れを明確にした上で、窓口での対応が効果的な支援の場となるよう工夫しています。

なお、平成22年度から、交付時に看護職による全数面接が行われています。(参考：平成22年度母子健康手帳交付数 35,032件)

母子健康手帳交付について

母子保健法

(目的)

第1条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(妊娠の届出)

第15条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(母子健康手帳)

第16条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

母子健康手帳交付は、母子保健法に基づき行われる事業です。

妊娠届書の段階から支援の必要な家庭を把握し、早期に支援につなげることは、不適切養育の予防を図る重要な機会となります。

そのため、係内で連携をとり、効果的な支援の場となるよう努めます。

1 妊娠届出書(裏面「妊娠届出書を出された方へ」)の配布

※まず、可能な範囲で本人確認(横浜市民であること)を行います。

(運転免許証・健康保険証・診察券・郵便物等)

配布時に、裏面がある旨を伝えて下さい。

〔本人確認及び「妊娠届出書を出された方へ」の記入〕
は可能な範囲で記入していただけます。

※妊娠届出書を持参してくる方もいますので、その際は「妊娠届出書を出された方へ」のみ記入していただけます。

何よりもまずは
「おめでとうございます」
のひと言葉を!

※妊娠時の状況を教えてもらい、妊娠・出産や育児で心配なことに対応できるように、記入してもらいます。

2 ナンバリング

『妊娠届書を出された方へ』の情報は、その後の養育支援に活用する場合があります。

各情報を探しやすいするための便宜上、以下のようにナンバリングをして下さい。

<母子健康手帳交付時のナンバリング(4か所)>

- ①母子健康手帳(表紙)
- ②健診券綴(別冊)表紙
- ③妊娠届出書(裏面:妊娠届出書を出された方へ)
- ④出生連絡票

【⑤母子健康手帳交付整理簿 ※別途付番】

※出生連絡票に同じ番号をふることで、出産後の支援で妊娠届出書の検索が可能になります。

『妊娠届書を出された方へ』の活用

- 妊娠期から支援が必要な妊婦の情報収集
- 出産後の母子訪問時や支援の際の情報収集

3 母子健康手帳交付・説明

以下の項目について、説明をして下さい。

(1) 母子健康手帳の説明『お母さんとお子さんの健康記録として大事なものです』

- 受け取ったらず一通り読み、保護者の記入欄、妊婦自身の記入欄等必要なところをできるだけ早めに記入すること。
- 双生児（ふたご）以上のお子さんが生れることがわかった場合は、お子さん1人につき手帳一冊となるように新たに母子健康手帳を受け取ること。※健診券綴は子どもの部分のみ
- 使用に支障をきたすほど破れたり、汚れたり、失くしたりしたときは、居住区の福祉保健センターに申し出て母子健康手帳の再交付を受けること。
- 妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、医療機関受診時には必ず持参すること。
- 妊娠中の生活、お子さんのこと、体のこと等で感じたことを記入すること。
- この手帳は、お子さんの健康診断の時の参考となるばかりでなく、将来予防接種の記録としても役立つものであり、保存すること

(2) 母親（両親）教室、こんにちは赤ちゃん訪問事業、子ども・家庭支援相談等の情報提供

(3) 出産後の出生連絡票の提出を依頼→特に里帰り出産の妊婦へ

(4) 妊婦健康診査の受診勧奨、医療機関乳幼児健康診査・予防接種等

(5) 市外転出の場合の注意事項

市外で別冊は使用できないため、転出先のものを変える必要がある旨を伝える。

(6) その他必要な事項

出産する医療機関・助産所について相談があった場合の対応

- ①まず主治医には相談しているかどうかを確認する。
- ②妊婦自身はどのような施設・出産を希望しているかを聞き取ること。
診療所(19床以下)、総合病院、大学病院、助産所それぞれの特徴を説明する。
OOのようなどころは危ない、高い、OOだから空いている、などはNG!
- ③分娩できる施設が減少しており、早めに直接相談すること。
- ④「いいところ」は人によって違うため、ご自分で直接確かめることが重要。

出産できる医療機関・助産所リストを作成する場合の留意点

- ①どういう順番のリストかを明記すること（五十音順・施設種別等）
- ②「医療法第6条の5」で定められている広告可能な事項を遵守すること

4 専門職（保健師、助産師、ケースワーカーなど）へ面接の必要な方を案内

福祉保健センターで妊娠期から支援が必要な対象は、以下の方です。

【面接を勧める対象】

10代、多胎、22週以降の母子健康手帳交付、飲酒・喫煙あり、精神疾患、DVなど

【必要時面接につなぐ対象】

相談希望者、シングルマザー、経済的困窮者、夫婦不和等

6ページ『妊娠届出書を出された方へ』面接チェック項目にそって確認し、専門職へつなげます。面接を拒否する来所者については、その旨を「妊娠届出書を出された方へ」の「福祉保健センター使用欄」へ記入します。

5 母子健康手帳交付時の面接後に支援につなげる対象者

【対象】10代、精神疾患、DVなど その他、面接により必要と判断された人

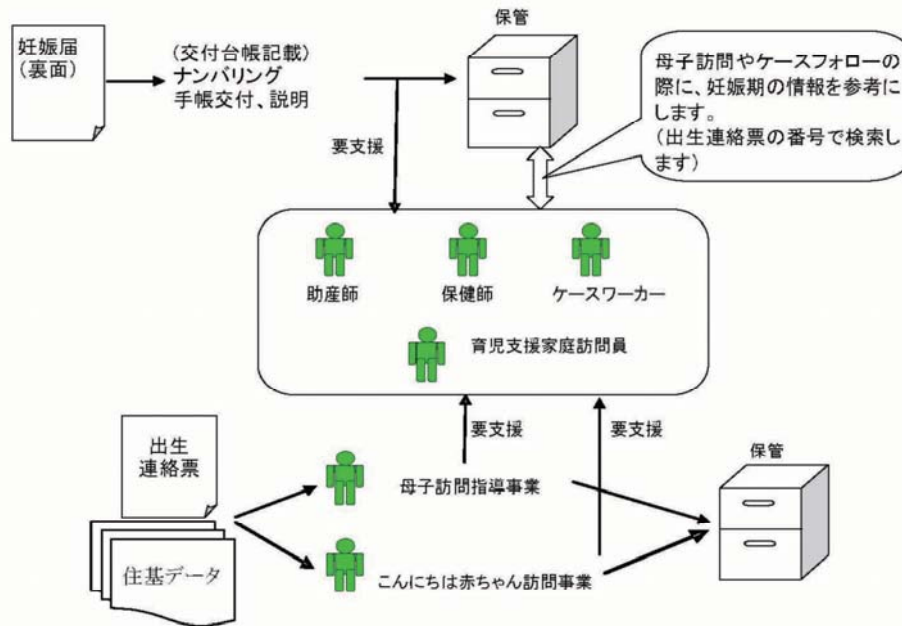
妊娠中から福祉保健センターでの養育支援が必要な妊婦を支援につなげます。

※妊娠・出産・産後に身体的な危険性が高い妊婦は、妊婦健診を行っている医療機関が継続的に支援をしている場合があります。区福祉保健センターは、必要時、医療機関と連携をとって支援を行います。

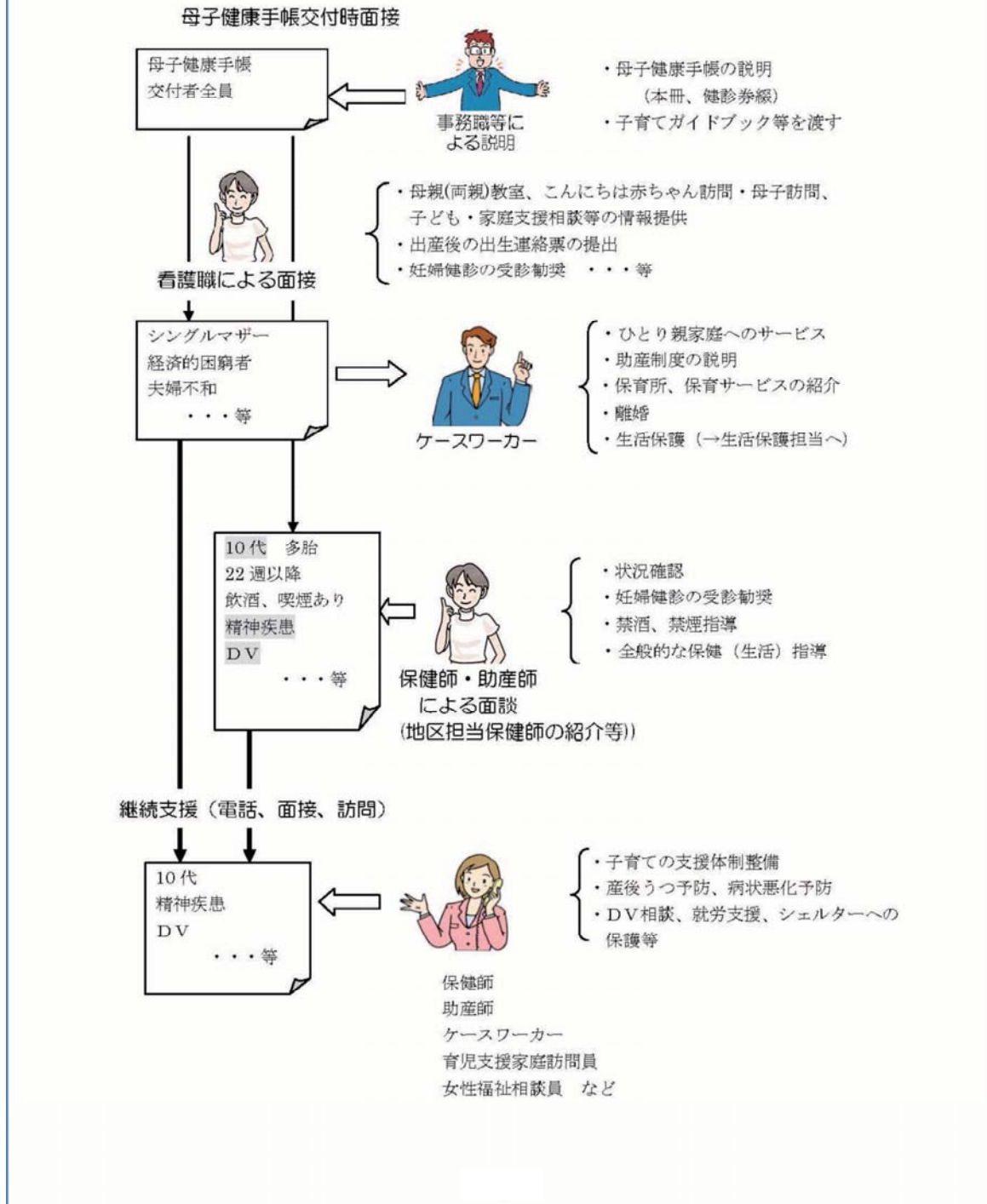
6 妊娠届出書及び「妊娠届出書を出された方へ」の保管

妊娠届出書及び「妊娠届出書を出された方へ」はこども家庭（障害）支援課で保管し、その後の支援で活用します。

7 「妊娠届出書を出された方へ」の活用



母子健康手帳交付時における支援基準と流れ



妊 娠 届 出 書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所
届 出 者
氏 名

<母子健康手帳交付時のナンバリング>

- ①母子健康手帳(表紙)
- ②健診券綴(別冊)表紙
- ③妊娠届出書
- ④出生連絡票
- ⑤母子健康手帳交付整理簿 ※別途付番

次のとおり妊娠の届出をします。

妊婦氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)	職業	
住 所	妊娠と診断された医療機関での、感染症の検査(採血など)の有無を記入します。		最近(概ね1年以内)、健診等で胸部レントゲン検査を受けたか否かを記入します。		
妊 娠 月 数	満	週 ()			
性病に関する健康診断の有無	受けた・受けない	結核に関する健康診断の有無	受けた・受けない		
保健指導を行った医師又は助産師の住所及び氏名	医師、助産師の別		医 師 助 産 師		

妊娠届出書を渡す時に、裏面もあることをお伝え下さい。

(A4)

裏面もご記入ください。→

『妊娠届書を出された方へ』の各項目の説明

項目	判断できること
週数	母子健康手帳交付までの期間を知ること、妊婦の出産に対する認識、生活の問題の有無を知る。
出産の有無	出産時のリスク判断、出産や育児に対するイメージの有無などを判断する。
妊娠時の気持ち	望まない妊娠の場合は虐待リスクとなることもあるため、その受容の仕方、出産にあたっての問題の有無等を判断する。
協力者	妊婦の支援状況を確認する項目。育児支援の必要性を判断する。
母親（両親）教室	妊娠中から出産にかけて、知識を得る機会の有無を知る。
里帰り出産の予定	予定が無ければ、協力体制を確認する。予定があれば、里帰り後、自宅に戻ったときの育児不安などへの支援の必要性を判断する。
タバコ・飲酒	胎児への影響を考え、禁煙指導等をする必要性を判断する。
心配な病気	妊娠・出産に及ぼす影響を判断し、支援の必要性を判断する項目。身体面では医療機関のフォロー体制を確認し、精神疾患については、妊娠中の疾病管理の状況確認や産後の不適切養育の予防について判断する。
心配な事	うつなどの精神疾患、DV、育児不安、経済的問題の有無など、支援の必要性について判断する。

※精神疾患、DVなどは本人が記載し、把握できた場合に対応します（確実に把握できるものではありません）。

※面接や支援の拒否については、その旨が分かるように「福祉保健センター使用欄」に記入します。

東京都特別区の例

交付時には保健師などの専門職が面接を行うことが理想ですが、1日の届出件数が多いときなどは、全数面接は困難です。東京都中野区では、事務職が届出を受ける場合でも、届出の内容を確認し、必要に応じて適切な専門職を経て届出が受理されるようなマニュアルを作成し、研修を行うなどして体制整備にあたっています。

妊娠届出マニュアル

<p>リスク④ 子の父不明 記入拒否</p>	ふりがな	年齢	NO
	妊婦氏名	職業	歳(年 月 日 生)
	居住地	中野区 丁目 番 号	
	電話番号		
	ふりがな	年齢	
	子の父の氏名	職業	歳(年 月 日 生)
	妊娠週数	週 第 月	
	出産予定日	年 月 日	
	性病に関する健康診断	受けた - 受けていない	
	結核に関する健康診断	受けた - 受けていない	
医師又は助産師の診断又は 保健指導を受けた 病 医院 診療所 産院・助産所の名称	所在地		
過去の出産経験	なし ・ あり (回)		
上記のとおり届け出ます	年 月 日		
氏名			
中野区長 〆	妊婦以外の方が届け出る場合は妊婦との続柄: ()		

リスク①
20歳未満

リスク③
職業不安定

リスク⑤
今回の妊娠について
4か5

リスク②
22週以上

要チェック①
○が付いている場合は出来る範囲で聞き取りを。

要チェック②
相談者がいない

要チェック③
タバコ
お酒

ご案内の冊子にいたします。以下の質問にお答えください。
◆今回の妊娠についてどう思われますか。一番近いもの一つに○をつけてください。

1 とてもうれしい 2 予想外で驚いたがうれしい 3 特になんとも思わない

4 予想外で戸惑っている 5 不安や負担感が大きい

◆何か心配なこと、不安なことがありますか

1 ない

2 ある ―それほどのことですか 複数回答可

① 今回の妊娠のこと 吐き、切迫流産等

② 赤ちゃんの異常や遺伝のこと

③ 食事や栄養のこと

④ 自分の病気のこと

⑤ 家族のこと 夫、親、子ども、その他

⑥ 経済的なこと

⑦ 産後期間のこと

⑧ 仕事のこと

⑨ 変革、育児のこと

⑩ その他 具体的に書いてください

◆妊婦や出産、育児について相談できる人はいませんか

1 いる 夫・親や兄弟・姉妹・義父母・友人・近所の人・主治医・その他 ()

2 いない

◆タバコ吸いますか (いいえ ・ はい 本人・同居家族)

◆お酒飲みますか (いいえ ・ はい)

◆連絡先 子ども総合相談窓口 () すこやか福祉センター

質問に答えたり、他の担当(保育など)につないだ場合は出来る限り記述を!

届出者 ()

届出受理ポイント

1 項目全てに記入してもらうことが基本です。
特に職業(妊婦・子の父)は抜けやすいので注意
また住所の町名が抜けることが多いので注意
子の父の名前は拒否ならかまいませんが、リスク④になります。
出産予定日のみ記入の場合は妊娠カレンダーで週数を割り出して下さい。
(妊婦さんと一緒に確認してあげてください。)

2 リスク①～⑤にあてはまる時は、最初から交付自体を
子ども家庭相談のワーカーに委ねて下さい。

3 また要チェック②の相談者がいない場合は状況を丁寧に聞いて下さい。
要チェック②のタバコを妊婦はもちろん、同居家族が吸っている場合は、
やめることをおすすめしていただきたい、お酒も妊婦が飲んでいる場合、
同様です。

平成23年7月作成 子ども健康 医療担当

「母子健康手帳」と「母と子の保健バッグ」の交付手順

平成23年度
子ども家庭支援センター

「母子健康手帳」と「母と子の保健バッグ」の交付手順

- 母子健康手帳は、「母子保健法」に基づいて、市町村が妊娠の届けをした方に交付するものです。
- 妊娠届出書は、妊婦ご本人が来られない場合には、家族の方でも提出でき、届出者に母子健康手帳などを交付します。
- 妊娠届出書には、「妊婦の氏名・住所」「妊娠週数」「出産予定日」、妊娠の診断を受けた「医療機関名・住所」などの記入が必要です。
- 母子健康手帳は、妊婦の健康状態や生まれたお子さんの発育状態、健康診査（健診）結果や予防接種などが記録されます。
- 妊娠中の健診の際や、お子さんの乳幼児健診や予防接種を受けるときに必要となるものです。
- 母子健康手帳は、日本国内であれば、転居しても、同じものを使えます。
- 外国語版の「母子健康手帳」は、日本に住む外国人用で、日本人には渡さない。
時々、日本語版と外国語版2冊ほしい、という方がいるが、どちらか1冊のみとする。
「母子健康手帳」は、個人で購入できるので、希望者には購入先を紹介する。
- 外国で出産する予定の方
 - ・母子健康手帳と母子バッグは通常通り交付します。
 - ・出生届等については、1階戸籍住民担当を案内します。

■ 窓口に出る時 準備するもの4つ

妊娠届出書 ・ 母子バッグ ・ 冊子「おひるね」 ・ 児童関連手当のおしらせ（黄色）

■ 被災者の場合は、いくつか追加の説明がありますので、子ども健康医療担当につないでください。

■ 交付途中で、判断に迷うことがあったら、遠慮なく子ども健康医療担当にお尋ねください。

1 当初 聞き取り

「妊娠届出書」を記入していただくかどうかの聞き取り

① 中野区民でいらっしゃいますか？

・はい ⇒ 次へ

・いいえ ⇒ 現在中野区に住んでいて、しかも近々（1か月以内位）中野区民になる予定がありますか？

・はい ⇒ 次へ

・いいえ ⇒ 住民票のある自治体で交付を受ける方が望ましい旨伝える。

※それでも要望がある場合は子ども健康・医療担当へ

②病院など医療機関で妊娠との診断が出ていますか？

・はい ⇒ 次へ

・いいえ ⇒ 出産予定日や病院などがわからないと、届出ができませんので、病院などで診断を受けてからおいでください。

・検査薬で分かったので ⇒ 同 上

2 妊娠届出書の記入

記入の際、次のことをすべての方に伝えます。

「この届出書は、お住まいの地域担当のすこやか福祉センターに送付します。その後すこやか福祉センターから、お電話やお手紙を差し上げることがありますので、ご承知おきください。」

※すこやか福祉センターとは、区内に4か所あって、妊婦さんや子育てのご支援をするとところです。健診や講座などを行っています。あなたの担当がいて、相談ができます。

①必須事項 ⇒ 氏名住所の他、・妊娠週数 ・出産予定日 ・医療機関名と住所

※ 週数が不明の場合は、予定日から早見表によって、わかる。

※ 出産予定日は、妊娠初期で確定していない場合もあるため、その際は、「〇月の中旬」などで可

②妊婦氏名 ⇒ まだ、未入籍で、今後苗字が変わる場合は、届出書は現在氏名

③多胎児の場合 ⇒ 双子には2枚、三つ子は3枚必要のため、記入は1枚のみで、必要枚数をホチキス止める（届出書の番号が子1人ずつ必要）

- ④次の方は、課題を抱えているケースが多いため、この時点から子ども家庭相談担当ワーカーにつなぐ。「ご心配なことがおありですね。相談担当に変わりますのでお待ちください」などと言う。
ワーカー不在なら、「お住まいの地区のすこやか福祉センターからご連絡差し上げます」と伝え、日中の連絡先電話を確認する（携帯番号など）

- ・母が20歳未満
- ・妊娠届出時点で妊娠22週を超えている
- ・父母の職業不安定など経済状況の不安や困難を強く訴える
- ・子どもの父不明、記入拒否などのケース
- ・妊娠届出書の右側、◆ 今回の妊娠についてどう思われますか？
4 戸惑っている 5 不安や負担感が大きい に○印がある方
- ・病気や医療機関について不安がある方は、分野内の保健師（澤田・富高）につないでも良い。

- ⑤右側部分の記入は何故必要か？と聞かれたら
⇒ 今後、保健師などの赤ちゃん訪問や、色々なご案内などの参考にさせていただきます。
※ 未記入でも良いが、「ご心配なことありませんか？」のお声掛けができればベスト！そこで、深刻な不安が聞かれたら、子ども家庭相談ワーカーにつなぐ。

3 母子健康手帳の交付

- ① 職員記入 ⇒ 表紙の 「交付年月日」 「妊娠届出書の受付番号」
- ② 保護者記入欄の案内 ⇒ ・表紙の 「保護者氏名」 「子の氏名」
・1ページの 「子の保護者欄」
※後日、姓が変わる場合は、当面は鉛筆書きで現在の氏名を記入していただき、入籍後の氏名をボールペン書きするようご案内する。
- ③ 1ページの「出生届出済証明」欄を示して、お子さんの出生届を出す際、ここに証明印をもらうよう案内する。
- ④ 多胎児ケース ⇒ 子の数の「母子健康手帳」をお渡しし、上記①を同様に行う。

4 母と子の保健バックの内容説明

■時間がない、という方には、「どのくらいなら大丈夫ですか?」と伺う。

- ・5分くらいなら ⇒ 下記①②③④の概要のみ説明
- ・10分くらいなら ⇒ 下記①②③④の内容説明

■多胎児に追加配布するもの ⇒ 出生通知票・先天性代謝異常検査・(母子健康手帳)

① 妊婦健康診査受診票(14回分+超音波検査受診票)

- ・都内共通で、取り扱い医療機関で使えます。
- ・検査受診料金のうち、一定金額を上限として自治体が助成するものです。そのため、病院や医院での指導内容や検査項目により、自己負担額が発生します。*自治体負担金額都内共通(助成額1回目8,460円、2回目以降5,160円超音波5,300円)
- ・検査受診料金の助成なので、治療代が発生した場合は、全て自己負担となります。
- ・都外での「里帰り出産」や助産院利用の場合は、この受診票は利用できないので、自己負担で支払った後、この窓口に領収書を持参していただければ、還付の請求ができます。
- ・都外に転出した場合は、転出先の自治体で受診票の交付が受けられます。すでに何回か使用した場合は、残りの回数分が交付されます。

② 妊婦歯科健診受診票

- ・中野区独自事業のため、区外では使用できません。
- ・妊娠中に1回、歯科の健診が受けられるものです。
- ・健診のみ無料で、治療は自己負担となります。

③ 出生通知票(多胎児は枚数追加)

- ・お子さんが生まれたら14日以内に区役所に出生届を提出してください。
- ・それとは別に、この「出生通知票」を記入して、保護シートを貼って、住所地のすこやか福祉センターに送付してください。
- ・この通知を見て、保健師などが新生児訪問を行い、各種のサービスもご案内するので、出産後なるべく早めに記入して投函してください。

④ 先天性代謝異常等検査(多胎児追加)

- ・生後5~7日以内に、入院中に新生児の足の裏から少量の血液を採取し、先天性代謝異常がないかの検査を行うものです。
- ・この検査票で、検査は無料となりますが、血液採取時の処置費用は有料となります。

・この検査票は、都内の医療機関でのみ有効なので、転居や里帰り出産で、都外の医療機関で出産する場合は、その自治体にあらかじめ問い合わせてみてください。

- ⑤ すこやか福祉センター事業のご案内
「こんにちは赤ちゃん学級」申し込み不要
「両親学級」申し込み必要
「マタニティークッキング」申し込み必要
- ⑥ 出産前及び出産後小児保健指導
中野区内の小児科で出産の前後に、赤ちゃんのケアや予防接種など育児について相談できます。(無料)
- ⑦ 育児支援ヘルパー派遣事業のご案内
出産前後に、家事の援助を受けられます。
- ⑧ その他の各種冊子 おうちに帰ってゆっくり読んでください。
- ⑨ マタニティマーク
今からバッグなど外から見えるところにつけてご使用ください。紛失の際、追加で差し上げられませんが、バスや電車の事務所で申し出れば、もらえます。

■最後に、冊子「おひるね」のP2・3を開き、今日お話したことやその他の様々なサービスの情報が掲載されていることを説明して、お渡しする。

■子ども手当などは、申請が遅れると不利益になる場合があるので、出産後なるべく早く申請していただくようご説明し、黄色のチラシをお渡しする。

必要な方には、グレーのポリエチレンバッグにすべてまとめてお渡しする。

5 事後処理

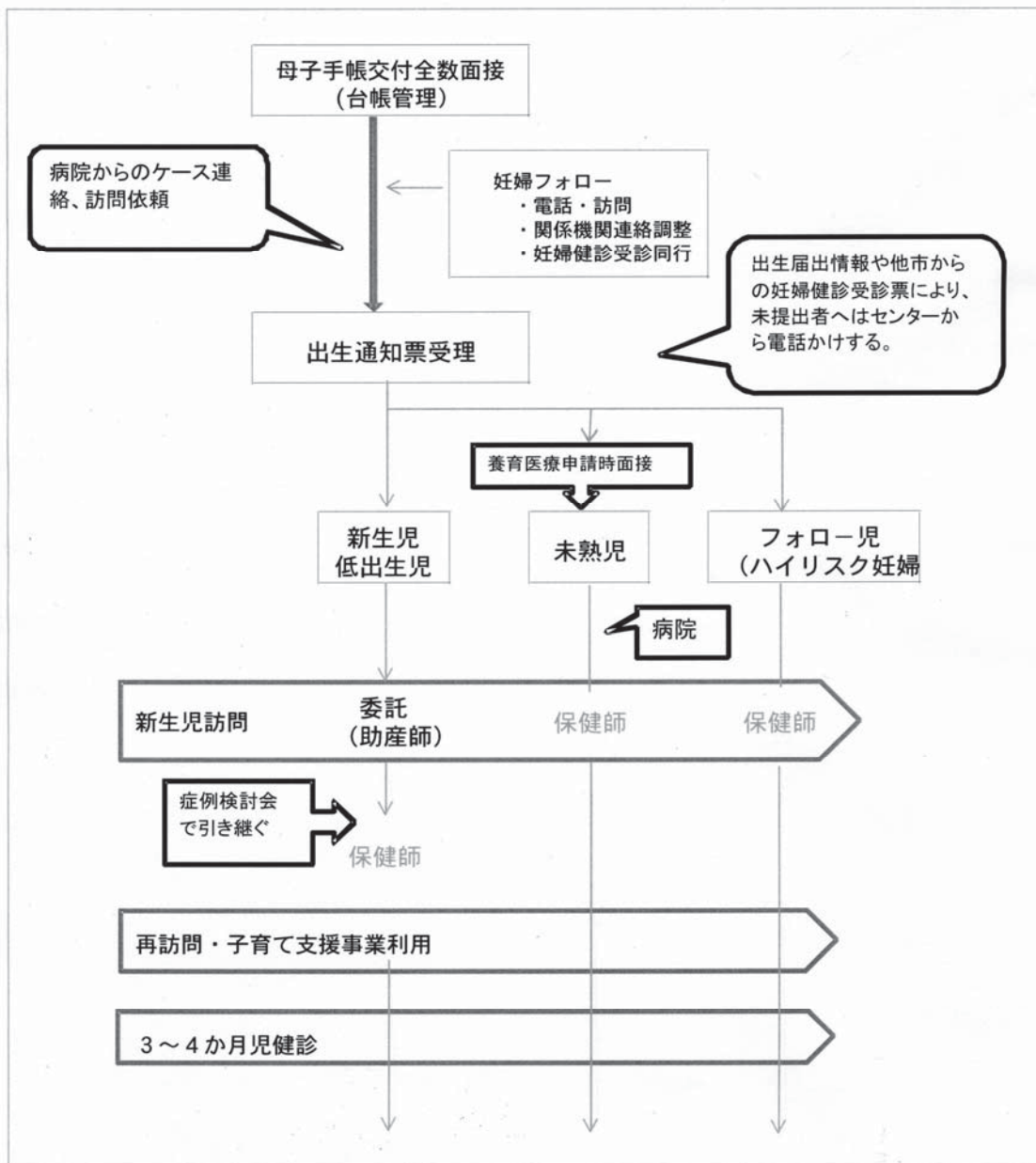
「妊娠届出書」の右下の連絡欄にコメントがあれば記入する。
担当者名を記入する。

■「妊娠届出書」は、子ども健康・医療担当で取りまとめ、月2回各すこやか福祉センターに送付します。内容によっては即電話で、あるいは早めに送付するなど対応しますので、どういう状況だったのかお聞きする場合があります。

東京都東大和市の例

東京都東大和市では、母子健康手帳交付時に妊婦全員にアンケートを取り、妊娠に関するリスクを把握しています。また、このようなリスク把握のための手順が流れ図で示されています。

リスク把握の手順



埼玉県例

埼玉県では、外国人住民向けの多言語版離乳食パンフレット配布の取り組みを行っています。

年々増加している外国人住民へのサービス向上と多文化共生を目指し、「離乳食の進め方～多言語版～」を作成しており、外国人住民に分かりやすいよう、離乳食の進め方にルビをふり、英語・中国語・ハングルの3か国語に翻訳しています。哺乳時間や食事量などをわかりやすく記載し、食事のバランスや注意点を盛り込んでいます。そして、このパンフレットは、埼玉県鴻巣保健所管内の市町保健センターで配布されるとともに、下記 URL でもダウンロードできるようになっています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eiyou-kennkoudukuri/tabunnkarinyu.html>

表 面

★離乳食早見表★			
<small>離乳とは、母乳や育児用粉ミルクから幼児食(子ども向けの食事)にしていく練習をすることです。赤ちゃんの様子を見ながら食事の量を調整しましょう。わからないことがあるときは、気軽に相談してください。</small>			
<small>※1回分の目安量です。</small>			
回数	食べ物の固さ	穀類	野菜・果物
1 回 (5～6 ヶ月)	ペースト状 (なめらかにすりつぶす) ポタージュくらいの固さ	10倍がゆ(30g) 米1に対して水10倍 ↓ 7倍がゆ(40g)	5～6ヶ月 5g→20g 7～8ヶ月 20g→30g 9～11ヶ月 30g→40g 1歳～1歳半 40g→50g *食べ物の固さに注意して与える。 <食べやすい野菜・果物の例>
2 回 (7～8 ヶ月)	つぶつぶ状 (上あご舌の端でつぶせる) 豆腐くらいの固さ	5倍がゆ(50g→80g) 	 いも、かぼちゃ、ほうれん草、にんじん、さつまいも、ブロッコリー、りんご、きゅうり、はくさい
3 回 (9～11 ヶ月)	軟食 (歯ぐきでつぶせる) 指でつぶせるバナナくらいの固さ	5倍がゆ90g→軟飯30g ごはんの水分量が減るので、重量が増える	 さつまいも、ブロッコリー、りんご、きゅうり、はくさい
3 回 (1歳～1 歳半)	軟食 (歯ぐきでかめる固さ) 肉団子くらいの固さ	軟飯90g→ごはん80g ごはんの水分量が減るので、重量が増える	 だいこん、かぶ、トマト *1歳を過ぎたら、ほとんどの野菜・果物が食べられる。(食物繊維の多い野菜を除く)
		魚または肉または豆腐または卵または乳製品	
		いづれか1品(加熱したもの)を1さじずつ与える。慣れてきたら、お子さんの様子を見ながら増やしていく。 ↓ さかな(たら、かれいなど) (5g→10g) 豆腐(25g)	
		さかな(10g→15g) 豆腐(30g→40g) アレルギー対応おやつ・チーズ (あわせて50→70g)	
		さかな(15g) 豆腐(45g) アレルギー対応(あじ、生鮭、さんま、まぐろなど) チーズ (あわせて80g)	
		さかな(15g→20g) 豆腐(50g→55g) アレルギー対応(あじ、生鮭、さんま、まぐろ) チーズ (あわせて100g)	

⚠ はちみつは乳幼児ボツリヌス症予防のため、満1歳までは使わない。
*厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」2007年3月 一部改変

★食 べ 方 の 自 安★

1回食(5~6ヶ月)	2回食(7~8ヶ月)	3回食(9~11ヶ月)
<p>この時期の食事ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの様子を見ながら、1日1回1さじずつ始める。 ○母乳やミルクは飲みたいだけ与える。 	<p>この時期の食事ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1日2回食で、食事のリズムをつけていく。 ○いろいろな味や舌触りを楽しめるように、食品の種類を増やしていく。 	<p>この時期の食事ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食事のリズムを大切にする。1日3回食に進めていく。 ○家族一緒に楽しい食事体験をする。 ○3回食に慣れてきたら、大人と一緒に食事時間にしてもよいでしょう。 ○大人の味の1/10を目安に味付けをしましょう。

★1歳から1歳半になったら3回食で、飲み物は哺乳びんからコップに慣れるようにしましょう

この時期の食事ポイント

- 1日3回の食事リズムを大切にする。生活リズムを整える。
- 手づかみ食べを始めて、自分で食べる楽しみを育てる。



*漢字のふりがな→母乳、離乳食、起床

作成：埼玉県鴻巣保健所・鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町（2011/12）






大分県の例

大分県では、「ヘルシースタートおおいた」のガイドラインで、母子健康手帳の交付時にアセスメントシートを用いるよう県内の市町村に推奨しています。

1. 今回の妊娠を知った時の気持ちはいかがでしたか？
 1. うれしかった
 2. どちらともいえない
 3. うれしくなかった
2. 最近、悩んだり、落ち込んだりすることがありますか？
 1. よくある
 2. 時々ある
 3. ない
3. 現在、心配事や悩み事がありますか？
 1. はい
 2. いいえ

↓

具体的にはどのようなことですか？該当するものに全て○を付けてください

 1. お腹の子どものこと
 2. 出産に関すること
 3. 自分の健康について
 4. 上の子の育児
 5. 夫との関係
 6. あなたの父母のこと
 7. 夫の父母とのこと
 8. 仕事のこと
 9. 経済的なこと
 10. 隣近所・親戚との付き合い方
 11. その他 ()
4. 今のあなたのお気持ちに近いものに○をつけてください。
 - 1 
 - 2 
 - 3 
 - 4 
 - 5 
5. 今のあなたの体調はどうですか？ 該当するものに全て○を付けてください
 1. イライラする
 2. 疲れやすい
 3. よく眠れない
 4. その他 ()
 5. 体調は良好である
6. タバコを吸っていますか？
 1. もともと吸わない
 2. 吸っていたが、やめた
 3. 吸っている (本/日)
7. お酒を飲みますか？
 1. 週に3回以上
 2. 1～2回/週
 3. 1～2回/月
 4. ほとんど飲まない
 5. まったく飲まない
8. 相談相手がありますか？
 1. はい (誰ですか?)
 2. いいえ
 3. どちらともいえない
9. 現在の生活やこれからの生活において、協力者がありますか？
 1. はい (誰ですか?)
 2. いいえ
 3. どちらともいえない
10. 現在、お仕事をされていますか？
 1. はい (常勤, パート, アルバイト)
 2. いいえ

↓

産前休暇が取れますか？ 1. はい (予定日の 週前から) 2. いいえ

仕事を辞める予定がありますか？ 1. はい (妊娠 か月頃) 2. いいえ

(理由:)
11. 出産前後に里帰りを予定していますか？
 1. はい (いつから いつまで 里帰り先)
 2. いいえ
 3. 未定

アセスメントシートの活用法

妊婦に記載してもらったシートを見ながら、保健師等が個別に面接して、詳細なアセスメントを行うことを前提に作成したものです。

看護職以外の職員が交付する場合、以下のような項目に該当する場合は、看護職による面接を行うことが望ましいと考えられます。

- 妊娠を知った時の気持ちが、「どちらともいえない」や「うれしくなかった」場合には、その理由を尋ねることが必要です。その際には、「あまりうれしいとは感じらなかったのですね」と共感を示し、「差し支えなかったら、その理由を話してくれますか」といった問いかけをします。
- 最近、悩んだり、落ち込んだりすることが「よくある」「時々ある」場合には、具体的にどのようなことで悩んでいるのかを尋ねます。
- 現在、心配事や悩み事について○がついた項目については、「差し支えのない範囲で具体的に教えていただけますか」と尋ねます。
- 「今のあなたの気持ちに近いもの」として、3～5番の顔に○がついた場合には、その理由を尋ねます。このときも、少し辛い状況にあることに共感を示しながら尋ねることが大切です。
- 今の体調についての設問で、「イライラする」「疲れやすい」「よく眠れない」に○がついている場合には、どのように対処しているのかを尋ねます。気分転換や休養が十分にとれていない場合には、次の受診時に医師や助産師に相談するよう勧めます。
- タバコを吸っている場合には、禁煙を勧めます。妊婦の禁煙支援の経験のある医療機関等を紹介することも望まれます。妊娠を機に禁煙した妊婦にはその努力を賞賛し、引き続き頑張るよう励まします。
- 飲酒について月に1回以上飲酒がある場合には、飲酒の害について説明して、妊娠中の禁酒を指導します。
- 相談相手がない場合や「どちらともいえない」と答えた場合には、保健師等がいつでも相談に乗れる旨を伝えるとともに、相談窓口と連絡先を教えます。母子保健推進員などの制度があれば、妊婦の地域を担当する推進員などを紹介します。
- 協力者がいない場合や「どちらともいえない」と答えた場合には、協力者がいないことで、どのような不安があるかを尋ねます。経済的な不安などの場合、必要に応じて、支援のための制度があることを紹介します。
- 現在、仕事をしていて産休がとれない場合には、仕事の内容を確認し、予定日の直前まで仕事を続けるリスクについて説明をします。

以上のようなアセスメントにより、継続的に支援が必要な妊婦であるかどうかを判断します。必要に応じて産科医療機関に情報を提供しますが、原則として、本人の了解を得て行います。

参 考

- 1) 日本の母子健康手帳，厚生省児童家庭局母子衛生課編，保健同人社，1991
- 2) 平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 成育疾患克服等次世代育成基盤研究「わが国における新しい妊婦健診体制構築のための研究」，松田義雄（東京女子医科大学医学部産婦人科）
- 3) 平成 21 年度児童関連サービス調査研究事業等事業「母子健康手帳の作成と活用の状況に関する調査研究」，藤内修二（大分県福祉保健部健康対策課長）
- 4) 平成 22 年度児童関連サービス調査研究等事業「母子健康手帳の活用に関する調査研究」，中村安秀（大阪大学大学院人間科学研究科）
- 5) 平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患克服研究事業「新生児・乳児胆汁うっ滞症候群の総括的な診断・治療に関する研究班」胆道閉鎖症早期発見のための便カラーカードに関する中間報告，松井陽（国立成育医療研究センター病院長）
- 6) 平成 22 年度乳幼児身体発育調査の概況について，厚生労働省，2011 年 10 月 27 日（最終確認日 2012 年 3 月 31 日）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001t3so.html>

母子健康手帳の交付・活用の手引き

平成24年3月 発行

平成23年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
「乳幼児身体発育調査の統計学的解析とその手法及び利活用に関する研究」
（H23-次世代-指定-005）

研究代表者：横山 徹爾	国立保健医療科学院生涯健康研究部長
研究分担者：加藤 則子	国立保健医療科学院統括研究官
瀧本 秀美	国立保健医療科学院上席主任研究官
研究協力者：福島富士子	国立保健医療科学院特命統括研究官